

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節 総則（略） 第二節 業務 第一款～第三款（略） 第四款 電子募集取扱業務に関する特則（第四百四十六条の二） 第五款 弊害防止措置等（第四百四十七条―第五百五十五条） 第六款 雑則（第五百五十六条） 第三節～第七節（略） 第三章～第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、<u>第百九十九条第十四号、第二百一条第二十五号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く</u>	目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節 総則（略） 第二節 業務 第一款～第三款（略） 第四款 弊害防止措置等（第四百四十七条―第五百五十五条） 第五款 雑則（第五百五十六条） 第三節～第七節（略） 第三章～第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、<u>第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く</u>

。において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の二第

九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の二第

十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 第二種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の三第

二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の三第

四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の六・十二の七 (略)

十三〇五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第七十条の二第一項第八号及び第五百十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業務のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節を除き、以下同じ。

。において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十二の二・十二の三 (略)

十三〇五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業務のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節を除き、以下同じ。

）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。

十四・十五（略）

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者等（法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次号において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法

二 前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の

。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。

十四・十五（略）

（新設）

使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通信文その他の情報を送信する方法その他これに類する方法（他人に委託して行う場合を含み、音声の送受信による通話を伴う場合を含まないものとする。）

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ （略）

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

三の二八 （略）

九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号及び第十四号の二に掲げる行為をいう。第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

十 （略）

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ （略）

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

三の二八 （略）

九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号に掲げる行為をいう。第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

十 （略）

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項(第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる事項を除く。)

イホ (略)

ヘ 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の四第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ト 第二百二十三条第一項第八号ホ及び第十二号ニ並びに第五百五十三条第一項第七号ト及びリに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

七九 (略)

十 電子募集取扱業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二に規定するものを除く。))について行うものに限る。以下同じ。
()を行う場合には、次に掲げる事項

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イホ (略)

ヘ 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ト 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニ並びに第五百五十三条第一項第七号ト及びリに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

七九 (略)

(新設)

イ 取り扱う有価証券の種類

ロ 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。）

ハ 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

ニ 第七十条の二第七項各号に掲げる方法により電子募集取扱業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせる場合には、その旨

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イゝハ （略）

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イゝハ （略）

ニ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イゝハ （略）

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イゝハ （略）

ニ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓

約する書面

四〇七 (略)

第十條 法第二十九條の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合であつて、金融商品取引業協会（登録申請者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。第四十七條第一項第三号において同じ。）に加入しないときは、登録申請者が行う業務に関する社内規則

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 主要株主（法第二十九條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八條の二、第三十八條の五、第九十九條第十二号ハ、第二百一條第二十一号、第二百二條第五号ロ及び第十六号、第二百八條の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八條の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九條の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるもの

約する書面

四〇七 (略)

第十條 法第二十九條の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

(新設)

二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 主要株主（法第二十九條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八條の二、第三十八條の五、第九十九條第十一号ハ、第二百一條第二十号、第二百二條第五号ロ及び第十六号、第二百八條の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八條の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九條の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるもの

を含む。)の数を記載した書面

ハ (略)

四| 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類(第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロ及びハに掲げる書類を除く。)

イ、ハ (略)

2
(略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一、三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第百九十九条第七号及び第十四号イ、第二百条第七号、

含む。)の数を記載した書面

ハ (略)

三| 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類

イ、ハ (略)

2
(略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ニ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一、三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第百九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、

第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の二 第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとつて見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあつては、その旨）

三 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(新設)

法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法)

第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる方法のうち当該各号に規定する方法により合算した額が最も高い額となる方法とする。

一 募集又は私募に係る有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算する方法

二 募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。)

(一)に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。以下この条において同じ。)

(新設)

の有価証券の発行価額の総額を合算する方法

三 同一の種類の有価証券で二組以上の募集又は私募が同一の発行者により並行して行われた場合において、これらの募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額を合算する方法

2 令第十五条の十の三第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる方法のうち当該各号に規定する方法により合算した額が最も高い額となる方法とする。

一 募集又は私募に係る有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券に対する個別払込額（有価証券を取得する者がそれぞれ払い込む額をいう。以下この項において同じ。）に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算する方法

二 募集又は私募に係る有価証券に対する個別払込額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券に対する個別払込額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額とする。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた当該有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は私募に係る個別払込額を合算する方法

三 同一の種類の有価証券で二組以上の募集又は私募が同一の発行者により並行して行われた場合において、これらの募集又は私募に係る有価証券に対する個別払込額を合算する方法

(第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の四 第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の三第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称(第二種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加わっていない場合にあつては、その旨)

3 法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十六条の五 令第十五条の十の六に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十六条の二 令第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(特定投資家に準ずる者)

第十六条の六 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第七十条の二第二項第十九号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。))附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)(平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この号及び第七十条の二第二項第十九号において「改正前厚生年金保険法」という。))第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。)及び企業年金基金

二・三 (略)

(特定投資家に準ずる者)

第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第百二十三条第一項第二十八号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。))附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)(平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この号及び第百二十三条第一項第二十八号において「改正前厚生年金保険法」という。))第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。)及び企業年金基金

二・三 (略)

第十六条の七 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十條 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

四 法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更があつた場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該

第十六条の四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十條 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

四 法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について変更があつた場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該

変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面 五〇七 (略) 二・三 (略)	変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面 五〇七 (略) 二・三 (略)
(変更登録の申請) 第二十二条 (略) 二 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務(電子募集取扱業務を含む。))に係るものに限る。)を添付しなければならない。 一〇三 (略) 三 (略)	(変更登録の申請) 第二十二条 (略) 二 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務に係るものに限る。)を添付しなければならない。 一〇三 (略) 三 (略)
(登録申請書の記載事項) 第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十一 (略) (業務の内容及び方法) 第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〇九 (略)	(登録申請書の記載事項) 第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十一 (略) (業務の内容及び方法) 第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〇九 (略)
十 電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及び二に掲げる事項	(新設)

十一 第七十条の四第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)	十二 第二百二十三条第一項第八号ホ及び第十二号ニに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第五百十三条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に関する次に掲げる事項 イハ (略) 十三 (略)	第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一・二 (略) 三 金融商品取引業協会に加入しないときは、その業務に関する社内規則 四ハ (略)	九 金融商品仲介業務を行う場合には、委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し (削る) (削る)	2 前項第七号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表に
---	---	---	---	---	--

十一 第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)	十一 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第五百十三条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に関する次に掲げる事項 イハ (略) 十二 (略)	第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一・二 (略) (新設) 三ハ (略)	八 金融商品仲介業務を行う場合には、次に掲げる書類 イ 委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し ロ 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介業務に関する社内規則	2 前項第六号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表に
---	---	---	--	---	--

関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（第十一条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 （略）

三 法第三十三条の三第一項第六号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

四 （略）

五 第四十四条第四号から第十号までに掲げる事項について変更があった場合（新たにこれらの号に掲げる業務を行うこととなった場合に限り。） 金融商品取引業協会（当該登録金融機関が新たに行うこととなった業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していないときは、当該業務に関する社内規則

関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（第十一条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 （略）

三 法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

四 （略）

（新設）

六 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があった場合（新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限る。

） 委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

（削る）

（削る）

七 九 （略）

二・三 （略）

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、従業員に対する研修等を通じて当該社内規則等を遵守するための措置がとられていること。

二 その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置がとられていること。

三 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者

五 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があった場合（新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限る。

） 次に掲げる書類

イ 当該金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介業務に関する社内規則

六 八 （略）

二・三 （略）

（新設）

の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合において、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置がとられていること。

四 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置がとられていること。

五 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の十分な管理を行うための措置がとられていること。

六 金融商品取引業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置がとられていること。

七 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条

の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置がとられていること。

八 金融商品取引業又は金融商品仲介業務を実施する組織（融資業務又は金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二条第八項各号に掲げる行為の勧誘を行うことを防止するための適切な措置がとられていること（当該統括する役員又は使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品取引業又は金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人に提供することを防止するための適切な措置を含む。）。

九 委託を行った金融商品仲介業者の金融商品仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置がとられていること。

十 委託を行った金融商品仲介業者の事故（第二百五十八条第三号に規定する事故をいう。）につき損失の補填を行うための適切な措置がとられていること。

十一 委託を行った金融商品仲介業者に顧客に対する金銭、有価証券又は商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。）の受渡しを行わせないための措置がとられていること。

十二 有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状況、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置がとられていること。

十三 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいう。以下同じ。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理を行うための措置がとられていること。

十四 金融商品取引業者等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として次に掲げる行為を行う場合において、当該行為

が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業等の信用を失墜させることとなることを防止するための措置がとられていること。

イ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第八号イ又はロに掲げる行為

ロ 顧客から売買の別、銘柄及び数（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）について同意を得た上で、価格（デリバティブ取引にあつては、価格に相当する事項）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（ハにおいて「特定同意」という。）の範囲内で当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ハ 顧客から売買の別、銘柄及び個別の取引の総額（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）並びに数又は価格（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）の一方について同意（価格については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ニ 第一百十七条第一項第二十一号に規定する契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ホ 当該金融商品取引業者等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）について同意を得た上で、価格（デリバティブ取引にあつては、価格に相当する事項）については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

十五 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等という。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引（通貨関連市場デリバティブ取引、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び第百二十三条第一項第十一号において同じ。）を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済（同項第十一号において「ロスカット取引」という。）を行うための措置がとられていること。

十六 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置がとられ

ていること。

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に
対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を提示すること。

ロ 特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

十七 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下この号及び次号、第百十七条第一項第二十四号の五並びに第百五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第十五条の七第二号イから又までに掲げる有価証券を

除く。)と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し(当該有価証券の発行価格又は売価価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。)の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知するための措置がとられていること。

イ 令第二十六条の六の規定により、取引等規制府令第十五条の五に定める期間において当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における空売り(取引等規制府令第十五条の七各号又は第十五条の八各号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った者は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(取引等規制府令第十五条の六に定めるものを含む。ロにおいて同じ。)の決済を行うことができない旨

ロ 金融商品取引業者等は、イに規定する者がその行った空売りに係る有価証券の借入れの決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができない旨

十八 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制府令第六十二条に定める基準(同条第二号に係るものに限る。)に係るものを行う場合において、次に掲げる措置がとられているこ

と。

イ 当該買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、当該買集め行為が当該買集め行為により買い集めた株券等（令第三十条に規定する株券等をいう。ロにおいて同じ。）を当該買集め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約すること。

ロ 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合にあつては、当該買集め行為を行った後、直ちに、次に掲げる事項を令第三十条に定める公表の措置に準じ公開すること。

(1) 当該買集め行為を行った旨

(2) 当該買集め行為により買い集めた株券等の銘柄

(3) 当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数
（令第三十一条に規定する議決権の数をいう。）の合計

(4) 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある旨

十九 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この号及び第百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である存続厚生年金基金（特定投資家を除く。）から平成二

十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための措置がとられていること。

二十 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の四各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

2 | 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為（法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二に規定するものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行う

者に限る。第一号において同じ。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 法第三十六条の二第一項の規定により同項の標識に表示されるべき事項に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること。

二 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第四号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

三 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱方法を定め、当該取扱方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

四| 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が当該応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

五| 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

六| 発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

七| 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の三各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3 第一項第十五号の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第十五号の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二十条第二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

5 第一項第十五号の「通貨関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

6 第一項第十六号の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二十条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

第二項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集取扱業務等

」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する

る事項を記録する方法

第七十条の三・第七十条の四 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会(当該金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入していない場合にあつては、その旨

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一・二 (略)

三 金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号(へ及びトに係る部分に限る。)に掲げる事項

四 (略)

第七十条の二・第七十条の三 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十四号から第十六号までに掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「上場有価証券等書面」という。）を交付している場合

二五 (略)

25 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「上場有価証券等書面」という。）を交付している場合

二五 (略)

25 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

十五 当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、その旨

十六 (略)

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

一・二 (略)

三 当該有価証券の発行者の商号、名称又は氏名及び住所

四 当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名

五 当該有価証券に係る業務の内容及び計画並びに資金使途

六 電子申込型電子募集取扱業務等（第七十条の二第七項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）の場合に

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

(新設)

十五 (略)

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

あつては、次に掲げる事項

イ 申込期間

ロ 目標募集額

ハ 当該有価証券の取得に係る応募額が目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方針

ニ 当該有価証券の取得に係る応募額の方法

ホ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 電子募集取扱業務の相手方が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該相手方が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト 当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

2・3 (略)

(店頭デリバティブ取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引(第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除

2・3 (略)

(店頭デリバティブ取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引(第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除

く。以下この項、第百十七条第一項第二十六号並びに第百二十三条第一項第九号及び第十号において同じ。）により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取引業者等が行う市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号及び次号において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭デリバティブ取引で、当該顧客が行った店頭デリバティブ取引と取引の対象とする金融商品若しくは金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）を行う場合の当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したもの及びそれを日本語により翻訳して表示したもの又は店頭デリバティブ取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

二〇四（略）

2（略）

（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条（略）

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しな

く。以下この項、第百十七条第一項第二十六号並びに第百二十三条第一項第二十号及び第二十一号において同じ。）により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取引業者等が行う市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号及び次号において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭デリバティブ取引で、当該顧客が行った店頭デリバティブ取引と取引の対象とする金融商品若しくは金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）を行う場合の当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したもの及びそれを日本語により翻訳して表示したもの又は店頭デリバティブ取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

二〇四（略）

2（略）

（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条（略）

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しな

い。 一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合 イ 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。） ロ 第二種金融商品取引業を行う者（第二種少額電子募集取扱業者を除く。） ハ・ニ （略） 二・三 （略） 3 （略） （その他書面を交付するとき等） 第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。第百二十三条第一項第五号において同じ。）の払戻しがあったとき。 三・四 （略） 2 （略） （投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等） 第百六条 （略）	い。 一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合 イ 第一種金融商品取引業を行う者 ロ 第二種金融商品取引業を行う者 ハ・ニ （略） 二・三 （略） 3 （略） （その他書面を交付するとき等） 第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。第百二十三条第一項第九号において同じ。）の払戻しがあったとき。 三・四 （略） 2 （略） （投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等） 第百六条 （略）
--	--

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。 一 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合 イ 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。） ロ 第二種金融商品取引業を行う者（第二種少額電子募集取扱業者を除く。） ハ・ニ （略） 二・三 （略） 3 （略）	2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。 一 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合 イ 第一種金融商品取引業を行う者 ロ 第二種金融商品取引業を行う者 ハ・ニ （略） 二・三 （略） 3 （略）
（禁止行為） 第一百七十七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 十八 （略） 十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為	（禁止行為） 第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 十八 （略） 十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいう。以下同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

二十〇二十四の四 (略)

二十四の五 有価証券(預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。)の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所、認可金融商品取引業協会若しくは法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者又は金融商品取引所の会員等、認可金融商品取引業協会の会員若しくは同項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為(当該売付けが取引等規制府令第九條の三第一項第六号から第十六号まで、第二項第三号から第五号まで又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為)

二十五・二十六 (略)

二十七 通貨関連デリバティブ取引(第七十條の二第一項第十五号に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第四項及び第六項から第十項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客(個人

バティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

二十〇二十四の四 (略)

二十四の五 有価証券(預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。)の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所、認可金融商品取引業協会若しくは法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者又は金融商品取引所の会員等、認可金融商品取引業協会の会員若しくは同項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為(当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。第二百二十三條第一項第二十六号及び第二十七号並びに第五百五十八條の三において「取引等規制府令」という。)第九條の三第一項第六号から第十六号まで、第二項第三号から第五号まで又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為)

二十五・二十六 (略)

二十七 通貨関連デリバティブ取引(第二百二十三條第一項第二十一号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第四項及び第六項から第十項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客

	(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条 第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等 (同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この 号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連デリバテ イブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に 限る。以下この号、次号及び第六項から第九項までにおいて同じ 。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引所 若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相当する ものを含む。)をいう。以下この号及び次号において同じ。)に 預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び 第三項から第五項までにおいて同じ。)の額に当該通貨関連デリ バティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額 を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧 客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第六項 において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する 場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金 等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為 二十八〜三十八 (略)
2・3 (略)	
4	金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部 が前項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその 代用価格は、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
	(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組 合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以 下この号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連デ リバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く 。)に限る。以下この号、次号及び第六項から第九項までにおい て同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品 取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相 当するものを含む。)をいう。以下この号及び次号において同じ 。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同 号及び第三項から第五項までにおいて同じ。)の額に当該通貨関 連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利 益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場 合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び 第六項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不 足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を 証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為 二十八〜三十八 (略)
2・3 (略)	
4	金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部 が前項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその 代用価格は、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。

一 第七十条の二第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五 十四号）第六十八条第二項に規定する額 二 第七十条の二第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引 又は同条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する 内閣府令第六十八条第二項に規定する額 5 22 （略）	一 第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五 十四号）第六十八条第二項に規定する額 二 第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引 又は同条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する 内閣府令第六十八条第二項に規定する額 5 22 （略）
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの） 第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は 、次に掲げる状況とする。 一 三 （略） （削る）	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの） 第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は 、次に掲げる状況とする。 一 三 （略） 四 有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状況、 経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を 行っていないものと認められる状況 五 その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の 売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不 公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていな いと認められる状況 六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者 の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の
（削る）	
（削る）	

(削る)

四〇七
(略)

(削る)

(削る)

監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

七 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

八〇十一 (略)

十二 取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け又はデリバティブ取引の受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

十三 金融商品取引業者等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として次に掲げる行為を行う場合において、当該行為が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業等の信用を失墜させることとなることを防止するため十分な社内管理体制をあらかじめ整備していない状況

イ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第八号イ又はロに掲げる行為

ロ 顧客から売買の別、銘柄及び数（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）について同意を得た上で、価格（デリバティブ取引にあつては、価格に相当する事項）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（ハにおいて「特定同意」という。）の範囲内で当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ハ 顧客から売買の別、銘柄及び個別の取引の総額（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）並びに数又は価格（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）の一方について同意（価格については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ニ 第百十七条第一項第二十一号に規定する契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ホ 当該金融商品取引業者等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）について同意を得た上で、価格（デリバティブ取引にあつ

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ては、価格に相当する事項) については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。)の投資主(同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)及び令第十五条の十の二各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

十四 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

十五 委託を行った金融商品仲介業者の金融商品仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況

十六 委託を行った金融商品仲介業者の事故(第二百五十八条第三号に規定する事故をいう。)につき損失の補填を行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十七 委託を行った金融商品仲介業者に顧客に対する金銭、有価証券又は商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証書を

八| 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イゝハ（略）

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しくは第十一条の十二の三第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の九の三第一項（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項に

含む。）の受渡しを行わせている状況

十八| 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イゝハ（略）

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しくは第十一条の十二の三第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の九の三第一項（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項に

において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第十二号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ 委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合（第百五十三条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等である場合に限る。）であつて、当該委託金融商品取引業者が内部の管理及び運営に関する業務等（電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第百五十三条第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下ホ及び第十二号ニにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録金融機関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該登録金融機関において内部の管理及び運営に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務

において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ 委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合（第百五十三条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等である場合に限る。）であつて、当該委託金融商品取引業者が内部の管理及び運営に関する業務等（電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第百五十三条第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下ホ及び第二十四号ニにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録金融機関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該登録金融機関において内部の管理及び運営に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務

を行うべき社員を含む。)及び使用人以外の者に当該情報を提供する場合に限る。)における当該情報

(削る)

九・十 (略)

(削る)

務を行うべき社員を含む。)及び使用人以外の者に当該情報を提供する場合に限る。)における当該情報

十九 金融商品取引業又は金融商品仲介業務を実施する組織(融資業務又は金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。)の業務を統括する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は使用人が、有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二十一条第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二条第八項各号に掲げる行為の勧誘を行っている状況(当該統括する役員又は使用人が、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品取引業又は金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。)

二十・二十一 (略)

二十一の二 顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。))が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引(通貨関連市場デリバティブ取引

十一
(削る)
(略)

、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下イにおいて同じ。)が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。ロにおいて同じ。)に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格(一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法)を提示すること。

ロ 特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当

(削る)

該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

(削る)

二十二 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十三 金融商品取引業者が、電気通信回線に接続している電子計

十二・十三
(削る)
(略)

算機を利用してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十四・二十五 (略)

二十六 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからヌまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売価の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況

イ 令第二十六条の六の規定により、取引等規制府令第十五条の五に定める期間において当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における空売り（取引等規制府令第十五条の七各号又は第十五条の八各号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った者は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（取引等規制府令第十五条の六に定めるものを含む。ロにおいて同じ。）の決済を行うことができない旨

ロ 金融商品取引業者等は、イに規定する者がその行った空売り

(削る)

に係る有価証券の借入れの決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができない旨

二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制府令第六十二条に定める基準（同条第二号に係るものに限る。）に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 当該買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、当該買集め行為が当該買集め行為により買い集めた株券等（令第三十条に規定する株券等をいう。ロにおいて同じ。）を当該買集め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約すること。

ロ 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合にあっては、当該買集め行為を行った後、直ちに、次に掲げる事項を令第三十条に定める公表の措置に準じ公開すること。

(1) 当該買集め行為を行った旨

(2) 当該買集め行為により買い集めた株券等の銘柄

(3) 当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数（令第三十一条に規定する議決権の数をいう。）の合計

(4) 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある旨

二十八 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定に

(削る)

十四 (略)

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第八号及び第十二号の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、又は

よりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この号及び第百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である存続厚生年金基金（特定投資家を除く。）から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

二十九 (略)

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、

委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上金融商品取引業者等が前項第八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第十二号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らし当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二（略）

（削る）

又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らし当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二（略）

3 第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同号に掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二

（削る）

(削る)

(削る)

(顧客分別金信託の要件)

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一〇十 (略)

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代

十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

5 第一項第二十一号の二の「通貨関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

6 第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

(顧客分別金信託の要件)

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一〇十 (略)

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代

理人（委託者が第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあつては、受益者代理人である投資者保護基金に限り、第一種少額電子募集取扱業者である場合にあつては、受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等という。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

十二・十三（略）

2／6（略）

7 顧客分別金信託について、第一種少額電子募集取扱業者は、第一項に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げる要件を除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項及び次条第一項において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。

二 第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三 第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には

理人（委託者が金融商品取引業者である場合にあつては、受益者代理人である投資者保護基金に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

十二・十三（略）

2／6（略）

（新設）

、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四 顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 （略）

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。

三 十五 （略）

2 （略）

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 （略）

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもつて充てられるものであること。

三 十五 （略）

2 （略）

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規

定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一（略）

二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法イゝハ（略）

ニ 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第七十条の二第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

2（略）

3 第一項第一号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 第七十条の二第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第七十条の二第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引

定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一（略）

二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法イゝハ（略）

ニ 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

2（略）

3 第一項第一号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引

(外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。) 又はその媒介、取次ぎ (有価証券等清算取次ぎを除く。) 若しくは代理

三 第七十条の二第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

第四款 電子募集取扱業務に関する特則

第四百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとつて見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 次項に規定する事項のうち法第三十七条の三第一項第五号に掲げる事項、第八十二条第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三条第一項第六号 (トに係る部分に限る。) に掲げる事項の文字又は数字については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 法第四十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要、同項第五号に掲げる事

(外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。) 又はその媒介、取次ぎ (有価証券等清算取次ぎを除く。) 若しくは代理

三 第二百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

(新設)

(新設)

項、第八十二条第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までに掲げる事項とする。

4 法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

第五款 弊害防止措置等

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

三・四 (略)

第四款 弊害防止措置等

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。)

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。)

三・四 (略)

五 金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合において行うものを除く。）

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意（第二百二十三条第一項第十二号の顧客の書面による同意を含む。）を得て提供する場合

ロ・ハ （略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 （略）

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ （略）

五 金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合において行うものを除く。）

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意（第二百二十三条第一項第二十四号の顧客の書面による同意を含む。）を得て提供する場合

ロ・ハ （略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 （略）

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ （略）

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百二十三条第一項第十二号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は同項第八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ニ～リ (略)

八～十三 (略)

十四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十五 (略)

2～4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百二十三条第一項第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は同項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ニ～リ (略)

八～十三 (略)

(新設)

十四 (略)

2～4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向

その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十六条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社(同条第

その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十六条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社(同条第

二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（略）

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が委託金融商品取引業者である場合であつて、第二百二十三条第一項第八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は同項第十二号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ニ（略）

又 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親銀行等若しくは子銀行等が対象規定（第二百二十三条第一項第八号ニに規定する対象規定をいう。以下又において同じ。）を遵守するために必要な情報を当該親銀行等又は子銀行等に提供する場合（当該情

二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（略）

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が委託金融商品取引業者である場合であつて、第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は同項第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ニ（略）

又 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親銀行等若しくは子銀行等が対象規定（第二百二十三条第一項第十八号ニに規定する対象規定をいう。以下又において同じ。）を遵守するために必要な情報を当該親銀行等又は子銀行等に提供する場合（当該

報を当該役員又は使用人から受領する親銀行等又は子銀行等において当該対象規定の遵守に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

）

五〇七 （略）

八 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

九 （略）

第六款 雑則

（業務に関する帳簿書類）

第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十七 （略）

十八 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第四百四十六条の二第三項に規定する事項を記載した書面

2 前項第一号、第二号、第十六号ハ及び第十八号に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び

情報を当該役員又は使用人から受領する親銀行等又は子銀行等において当該対象規定の遵守に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

）

五〇七 （略）

（新設）

八 （略）

第五款 雑則

（業務に関する帳簿書類）

第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十七 （略）

（新設）

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニ

第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号（同号ハを除く。）及び第十七号（同号ニを除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

3 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。

ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所又は事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することが出来る状態におかれているときは、この限りでない。

（説明書類の記載事項）

第一百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イハ（略）

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第九号までに掲げる事項

ホ（略）

二五（略）

に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号（同号ハを除く。）及び第十七号（同号ニを除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（新設）

（説明書類の記載事項）

第一百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イハ（略）

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第八号までに掲げる事項

ホ（略）

二五（略）

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第百四十六条の二第三項に規定する事項を記載した書面

2

前項第二号の規定にかかわらず、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において金融商品取引業のうち取引所取引業務(法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。以下この項において同じ。)以外のものを行わない者に限る。)は、取引所取引業務については、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。)に類するもの(以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類(次項において「外国帳簿書類等」という。)をもつて、同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。)に代えることができる。

一・二 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

2

前項第二号の規定にかかわらず、国内に金融商品取引業を行う営業所又は事務所を有しない第二種金融商品取引業を行う者(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内において金融商品取引業のうち取引所取引業務(法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この項において同じ。)以外のものを行わない者に限る。)は、取引所取引業務については、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。)に類するもの(以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類(次項において「外国帳簿書類等」という。)をもつて、同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。)に代えることができる。

一・二 (略)

3 第一項第一号、第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第五号に掲げる帳簿書類は、その作成の日

（第一項第一号（同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

4 第一項各号（第三号を除く。）に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもつて作成され、かつ、国内に設けた営業所又は事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態におかれているときは、この限りでない。

3 第一項第一号及び第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（第一項

第一号（同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（新設）

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第百四十六条の二第三項に規定する事項を記載した書面

2 (略)

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ、第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)又は第四号(二に係る部分を除く。)に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 六 (略)

七 役職員(役職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)に法令等に反する行為(金融商品取引業又

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(新設)

2 (略)

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはロ、第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)又は第四号に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 六 (略)

七 役職員(役職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)に法令等に反する行為(金融商品取引業又

はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号、次号並びに第十二号ホ及びヘにおいて「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

八〇十（略）

十一 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあつては、金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とする者に限る。以下この号において同じ。）に加入しない者が金融商品取引業協会に加入する者となつた場合及び金融商品取引業協会に加入する者が金融商品取引業協会に加入しない者となつた場合

十二（略）

十三 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ（略）

十四 特別金融商品取引業者にあつては、次に掲げる場合（イ又はロに掲げる場合にあつては、第七号又は第八号に該当する場合を除く。）

イ 特別金融商品取引業者又はその子法人等（法第五十七条の二

はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号、次号並びに第十一号ホ及びヘにおいて「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

八〇十（略）

（新設）

十一（略）

十二 第一種金融商品取引業を行う者にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ（略）

十三 特別金融商品取引業者にあつては、次に掲げる場合（イ又はロに掲げる場合にあつては、第七号又は第八号に該当する場合を除く。）

イ 特別金融商品取引業者又はその子法人等（法第五十七条の二

第九項に規定する子法人等をいう。以下この号、第二百一条第二十五号、第二百二条第十八号及び次節において同じ。）の役員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該特別金融商品取引業者の業務の運営又は当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて過失による場合及び事故等について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならぬとされている場合を除く。ロにおいて同じ。）

ロ、ニ（略）

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条 登録金融機関にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 金融商品取引業協会（当該登録金融機関が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とする者に限る。以下この号において同じ。）に加入しない者が金融商品取引業協会に加入する者となつた場合及び金融商品取引業協会に加入する者が金融商品取引業協会

第九項に規定する子法人等をいう。以下この号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号及び次節において同じ。）の役員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該特別金融商品取引業者の業務の運営又は当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて過失による場合及び事故等について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならぬとされている場合を除く。ロにおいて同じ。）

ロ、ニ（略）

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条 登録金融機関にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

（新設）

に加入しない者となった場合

三〇十一 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当す

二〇十一 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当す

ることとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号イに該当することとなつた場合にあつては、資本金の額又は出資の総額が令第十五条の七第一項に規定する金額に満たなくなつた年月日及び理由

ホ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ロに該当することとなつた場合にあつては、国内に営業所又は事務所を有しない者となつた年月日

ヘ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ハに該当することとなつた場合にあつては、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者に該当した年月日

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ることとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつた場合にあつては、資本金の額又は出資の総額が令第十五条の七第一項に規定する金額に満たなくなつた年月日及び理由

(新設)

(新設)

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ (略)

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十 第百九十九条第三号又は前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十一 第百九十九条第四号又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十二 第百九十九条第五号又は前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 第百九十九条第六号又は前条第四号に該当する場合 次に掲

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ (略)

(新設)

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十 第百九十九条第三号又は前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十一 第百九十九条第四号又は前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十二 第百九十九条第五号又は前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 第百九十九条第六号又は前条第三号に該当する場合 次に掲

げる事項

イ・ロ (略)

十四 第百九十九条第七号、第十二号ホ若しくは第十四号イ又は前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等(第百九十九条第七号若しくは第十四号イ又は前条第七号に規定する事故等をいう。以下この号及び次号において同じ。)が発生した営業所又は事務所の名称(金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 第百九十九条第八号、第十二号ヘ若しくは第十四号ロ又は前条第八号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ニ (略)

十六 第百九十九条第九号又は前条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

十七 (略)

十八 第百九十九条第十一号又は前条第二号に該当する場合 金融

商品取引業協会(金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とする者に限る。以下この号において同じ。)

に加入しない者が金融商品取引業協会に加入する者となった年月日又は金融商品取引業協会に加入する者が金融商品取引業協会に

げる事項

イ・ロ (略)

十四 第百九十九条第七号、第十一号ホ若しくは第十三号イ又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等(第百九十九条第七号若しくは第十三号イ又は前条第六号若しくは第十三号イをいう。以下この号及び次号において同じ。)が発生した営業所又は事務所の名称(金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 第百九十九条第八号、第十一号ヘ若しくは第十三号ロ又は前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ニ (略)

十六 第百九十九条第九号又は前条第八号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

十七 (略)

(新設)

加入しない者となった年月日

十九 第百九十九条第十二号イに該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二十 第百九十九条第十二号ロに該当する場合 純財産額が資本金の額に満たなくなった年月日及び理由

二十一 第百九十九条第十二号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

十八 第百九十九条第十一号イに該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十九 第百九十九条第十一号ロに該当する場合 純財産額が資本金の額に満たなくなった年月日及び理由

二十 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(新設)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあっては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあっては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(5)・(6) (略)

(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(8) (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあっては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(5)・(6) (略)

(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(8) (略)

(新設)

六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ハ (略)

二十二 第九十九条第十二号ニ又は前条第十号に該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十三 第九十九条第十二号ト又は前条第十一号に該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十四 第九十九条第十二号チに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十五 第九十九条第十三号イ又は第十四号ハに該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十六 第九十九条第十三号ロ又は第十四号ニに該当する場合次に掲げる事項

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ハ (略)

二十一 第九十九条第十一号ニ又は前条第九号に該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十二 第九十九条第十一号ト又は前条第十号に該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十三 第九十九条第十一号チに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十四 第九十九条第十二号イ又は第十三号ハに該当する場合次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ・ロ (略)

二十五 第九十九条第十二号ロ又は第十三号ニに該当する場合次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類
イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 合併後の純財産額(届出者が第一種金融商品取引業を行う者(第一種少額電子募集取扱業者を除く。)である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。)を記載した書面

(4) (略)

ロ・ハ (略)

四〃六 (略)

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当す

イ・ロ (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類
イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 合併後の純財産額(届出者が第一種金融商品取引業を行う者である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。)を記載した書面

(4) (略)

ロ・ハ (略)

四〃六 (略)

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当す

ることとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) (略)

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号イに該当することとなった場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わる書面

八 第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ (略)

九 第百九十九条第三号又は第二百条第五号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十 第百九十九条第四号又は第二百条第六号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十一 第百九十九条第五号又は第二百条第三号に該当する場合 最近の日計表

ることとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) (略)

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号に該当することとなった場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わる書面

八 第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ (略)

九 第百九十九条第三号又は第二百条第四号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十 第百九十九条第四号又は第二百条第五号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十一 第百九十九条第五号又は第二百条第二号に該当する場合 最近の日計表

十二 第百九十九条第六号又は第二百条第四号に該当する場合 変更後の定款

十三 (略)

十四 第百九十九条第十二号イに該当する場合（純財産額が令第十五条の九第一項において定める金額に満たなくなった場合に限る。） 純財産額が令第十五条の九第一項において定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

十五 第百九十九条第十二号ロに該当する場合 純財産額が資本金の額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

十六 第百九十九条第十二号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱いされている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

十二 第百九十九条第六号又は第二百条第三号に該当する場合 変更後の定款

十三 (略)

十四 第百九十九条第十一号イに該当する場合（純財産額が令第十五条の九第一項において定める金額に満たなくなった場合に限る。） 純財産額が令第十五条の九第一項において定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

十五 第百九十九条第十一号ロに該当する場合 純財産額が資本金の額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

十六 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱いされている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなつた場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十七 第百九十九条第十二号ト又は第二百条第十一号に該当する場合（金融商品仲介業者に業務の委託を行った場合に限る。）業務委託に係る契約書の写し

十八 第百九十九条第十三号イ又は第十四号ハに該当する場合 次に掲げる場合

イ・ロ (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一〜四 (略)

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

六 (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなつた場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十七 第百九十九条第十一号ト又は第二百条第十号に該当する場合（金融商品仲介業者に業務の委託を行った場合に限る。）業務委託に係る契約書の写し

十八 第百九十九条第十二号イ又は第十三号ハに該当する場合 次に掲げる場合

イ・ロ (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一〜四 (略)

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

六 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 (略)

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 (略)

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分

に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場

合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ (略)

ヘ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五〇十 (略)

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区

に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場

合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ (略)

(新設)

ヘ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五〇十 (略)

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区

分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十六第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げ

分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(新設)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げ

る事項	(1)・(2) (略)	(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額	(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の氏名又は名称	(5)・(6) (略)	(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類	(8) (略)	(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由	(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
-----	-------------	--	---	-------------	---	---------	--	---

る事項	(1)・(2) (略)	(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額	(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の氏名又は名称	(5)・(6) (略)	(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類	(8) (略)	(新設)	(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
-----	-------------	--	---	-------------	---	---------	------	--

十二ノ十八 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合
には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分
に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場
合 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書
面

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当するこ
ととなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定
判決の内容を記載した書面

二 (略)

五ノ七 (略)

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分
に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当
することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

十二ノ十八 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合
には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分
に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場
合 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書
面

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当するこ
ととなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定
判決の内容を記載した書面

二 (略)

五ノ七 (略)

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分
に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当
することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九・十 (略)

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九・十 (略)

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三〇十二 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 本店又は取引所取引店（法第六十条の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。）が所在する全ての国において登録等（法第五十九条の五第一項第二号に規定する登録等をいう。）を受けていることを証する書面

三 全ての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七条の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四〇七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれ

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三〇十二 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 本店又は取引所取引店（法第六十条の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。）が所在するすべての国において登録等（法第五十九条の五第一項第二号に規定する登録等をいう。）を受けていることを証する書面

三 すべての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七条の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四〇七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれ

にも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

にも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

八 十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリの規定に該当することとなった場合に限る。）

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
十四 十六 (略)

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

八 十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトの規定に該当することとなった場合に限る。）

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
十四 十六 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

2 (略)

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 (略)

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びそ

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

2 (略)

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 (略)

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

(新設)

の理由

ロ 法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ （略）

七 （略）

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 （略）

（登録申請書の添付書類）

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ （略）

六 （略）

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 （略）

（登録申請書の添付書類）

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

二・三 (略)

イハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

二・三 (略)

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等(金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。)をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約(所屬金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。)によるものであること。

イホ (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一十一の二 (略)

十二 金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向そ

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号ホに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等(金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。)をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約(所屬金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。)によるものであること。

イホ (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一十一の二 (略)

十二 金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向そ

の他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合（当該顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為（情報の受領又は提供に限る。）に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。））、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であつて、第二百二十三条第一項第八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取

の他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合（当該顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為（情報の受領又は提供に限る。）に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。））、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であつて、第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取

引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

十三（二十八）（略）

2・3（略）

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条（略）

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ（略）

四（略）

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由

ロ 法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第

取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

十三（二十八）（略）

2・3（略）

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条（略）

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ（略）

四（略）

（新設）

一 項又は第六十六條の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六| 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号に該当する場合（法第二十九條の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ （略）

七| （略）

3 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号に該当する場合（法第二十九條の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 （略）

（登録申請書の添付書類）

第三百條 法第六十六條の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

五| 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号に該当する場合（法第二十九條の四第一項第二号へに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ・ロ （略）

六| （略）

3 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号に該当する場合（法第二十九條の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 （略）

（登録申請書の添付書類）

第三百條 法第六十六條の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ～ハ（略）

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三～九（略）

2～4（略）

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一（略）

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ～ハ（略）

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三～九（略）

2～4（略）

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一（略）

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類 (1) (3) (略) (4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 三〇六 (略)	ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類 (1) (3) (略) (4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 三〇六 (略)
--	--

改正案			現行		
別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格A 4） （略） （第2面）			別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格A 4） （略） （第2面）		
* 登 録 番 号	財務（支）局長（金商）第 号（ 年 月 日）		* 登 録 番 号	財務（支）局長（金商）第 号（ 年 月 日）	
* 金 融 商 品 取 引 法 第 3 0 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日	* 金 融 商 品 取 引 法 第 3 0 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日
1 法 人 ・ 個 人 の 別	法 人	個 人	1 法 人 ・ 個 人 の 別	法 人	個 人
2 商 号 又 は 名 称 （ふ り が な）			2 商 号 又 は 名 称 （ふ り が な）		
3 氏 名 （ふ り が な）			3 氏 名 （ふ り が な）		
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり		4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり		5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり		6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり		7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり	
8 業 務 の 種 別	別添5のとおり		8 業 務 の 種 別	別添5のとおり	
9 <u>電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨</u>	<u>（電子募集取扱業務を行う旨）</u>		(新設)	(新設)	
	<u>（有価証券の種類）</u>			(新設)	

改正案		現行	
<u>10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨</u>	<u>(第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)</u>	(新設)	(新設)
	<u>(有価証券の種類)</u>		(新設)
<u>11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨</u>	<u>(第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)</u>	(新設)	(新設)
	<u>(有価証券の種類)</u>		(新設)
<u>12 第70条の2第7項各号に掲げる方法により電子募集取扱業務の相手方に申込みをさせる場合にあっては、その旨</u>	<u>(第70条の2第7項各号に掲げる方法により電子募集取扱業務の相手方に申込みをさせる旨)</u>	(新設)	(新設)
<u>13 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</u>	別添6のとおり	<u>9 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</u>	別添6のとおり
<u>14 他に行っている事業の種類</u>	別添7のとおり	<u>10 他に行っている事業の種類</u>	別添7のとおり
<u>15 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</u>	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)	<u>11 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</u>	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)
	(加入する金融商品取引業協会の名称)		(加入する金融商品取引業協会の名称)
	(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)
<u>16 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</u>		<u>12 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</u>	
<u>17 第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</u>	別添8のとおり	<u>13 第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</u>	別添8のとおり
<u>18 第一種金融商品取引業を行う場合（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金の名称</u>		<u>14 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称</u>	

改正案	現行
(注意事項) 1～3 (略) 4 「9 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」、「10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」及び「11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類(法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。)を記載すること。 (以下略)	(注意事項) 1～3 (略) (新設) (以下略)

改正案		現行	
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） （略） （第2面）		別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） （略） （第2面）	
* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）	* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）
（ふ り が な） 1 商 号 又 は 名 称		（ふ り が な） 1 商 号 又 は 名 称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり	2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	3 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり	4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 <u>電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨</u>	<u>（電子募集取扱業務を行う旨）</u>	(新設)	(新設)
	<u>（有価証券の種類）</u>		(新設)
6 <u>第70条の2第7項各号に掲げる方法により電子募集取扱業務の相手方に申込みをさせる場合にあっては、その旨</u>	<u>（第70条の2第7項各号に掲げる方法により電子募集取扱業務の相手方に申込みをさせる旨）</u>	(新設)	(新設)
7 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり	5 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり
8 他に行っている事業の種類	別添5のとおり	6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
9 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり	7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり

改正案			現行		
<u>10</u>	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添 7 のとおり	<u>8</u>	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添 7 のとおり
<u>11</u>	手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)	<u>9</u>	手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)
		(加入する金融商品取引業協会の名称)			(加入する金融商品取引業協会の名称)
		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)			(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)
<u>12</u>	会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		<u>10</u>	会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
<u>13</u>	金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号		<u>11</u>	金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号	
<u>14</u>	第44条第 4 号、第 5 号及び第 7 号から第10号までに掲げる事項	別添 8 のとおり	<u>12</u>	第44条第 4 号、第 5 号及び第 7 号から第10号までに掲げる事項	別添 8 のとおり
(注意事項) <u>1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。</u> <u>2 「5 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類(法第 2 条第 1 項各号及び同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。)を記載すること。</u> (以下略)			(注意事項) <u>「*登録番号」欄には、記載しないこと。</u> (以下略)		

改正案	現行
別紙様式第十号（第七十一条第一号関係） （略） （注意事項） 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。 2 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。 3 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。 <u>また、金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、当該業務の名称に続けて「に係る協会 非加入」と表示すること。</u>	別紙様式第十号（第七十一条第一号関係） （略） （注意事項） 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。 2 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。 3 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

改正案	現行
別紙様式第十一号（第七十一条第二号関係） （略） （注意事項） 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。 2 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。 <u>また、金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、当該業務の名称に続けて「に係る協会 非加入」と表示すること。</u>	別紙様式第十一号（第七十一条第二号関係） （略） （注意事項） 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。 2 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

改正案	現行																																
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） (日本工業規格 A 4) 第 期事業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名	別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） (日本工業規格 A 4) 第 期事業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印																																
(注意事項) 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 1 業務の状況 (1)～(9) (略) (10) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ①～⑦ (略) (10-2) 電子募集取扱業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 (単位：百万円) <table><thead><tr><th></th><th>募 集 の 取 扱 高</th><th>売 出 し の 取 扱 高</th><th>私 募 の 取 扱 高</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></tbody></table>		募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()	1 業務の状況 (1)～(9) (略) (10) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ①～⑦ (略) (新設)
	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														
	()	()	()																														

改正案				現行			
		()	()				
<u>(注意事項)</u> 有価証券の種類（法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）ごとに額面金額を集計して記載すること。							
(11) 自己資本規制比率の状況		(略)		(11) 自己資本規制比率の状況		(略)	
<u>(注意事項)</u> 1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）のみが記載すること。 2・3 (略)				<u>(注意事項)</u> 1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが記載すること。 2・3 (略)			
(12)～(15) (略)				(12)～(15) (略)			
(16) みなし有価証券の売買等の状況		法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。		(16) みなし有価証券の売買等の状況		法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。	
①～⑤ (略)				①～⑤ (略)			
(16-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況				(新設)			
法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。							
① みなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況							
(単位：百万円)							
	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				
	()	()	()				

改正案						現行																																																																																							
(注意事項) (16)③の注意事項に準じて記載すること。 ② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表 <table><tr><th>権利の名称</th><th>設定年月日</th><th>存続期間の 終期</th><th>総出資額</th><th>純資産額</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>円 口 ()</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>円 口 ()</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>円 口 ()</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合計額</td><td>円 ()</td><td>円</td><td>うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本</td></tr></table> (注意事項) (16)④の注意事項に準じて記載すること。 ③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況 <table><tr><th colspan="2">権利の名称</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th colspan="2">事業の内容</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th rowspan="3">出資者数</th><th colspan="2">適格機関投資家</th><th colspan="2">適格機関投資家以外 の者</th><th>計</th></tr><tr><th colspan="2">うち個人</th><th colspan="2">うち個人</th><th></th></tr><tr><th>名</th><th>名</th><th>名</th><th>名</th><th>名</th></tr><tr><th colspan="2">有価証券の種類</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th colspan="2">募集・売出し・私募の別</th><th colspan="4"></th></tr></table>												権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考				円 口 ()	円					円 口 ()	円					円 口 ()	円		合計額			円 ()	円	うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本	権利の名称						事業の内容						出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外 の者		計	うち個人		うち個人			名	名	名	名	名	有価証券の種類						募集・売出し・私募の別																	
権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考																																																																																								
			円 口 ()	円																																																																																									
			円 口 ()	円																																																																																									
			円 口 ()	円																																																																																									
合計額			円 ()	円	うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本																																																																																								
権利の名称																																																																																													
事業の内容																																																																																													
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外 の者		計																																																																																								
	うち個人		うち個人																																																																																										
	名	名	名	名	名																																																																																								
有価証券の種類																																																																																													
募集・売出し・私募の別																																																																																													

改正案				現行			
<u>発行者の名称</u>	<u>外国の者である場合 国名、監督当局等</u>						
<u>設定年月日</u>							
<u>募集・売出し・私募の期間</u>							
<u>存続期間の終期</u>							
<u>出資額</u>	<u>総出資額</u>	<u>総出資額 (1年前)</u>	<u>1口当たりの出 資額</u>				
	円 口 ()	円 口	円				
<u>純資産額</u>	<u>純資産額</u>	<u>純資産額 (1年前)</u>	<u>増減率</u>				
	円	円	%				
	<u>1口当たり純資 産額</u>	<u>1口当たり純資 産額 (1年前)</u>					
	円	円					
<u>総資産額</u>	<u>総資産額</u>	<u>総資産額 (1年前)</u>	<u>増減率</u>				
	円	円	%				
<u>ファンドの資産構成</u>	<u>区分</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>				
	<u>現金・預金</u>	円					
	<u>有価証券</u>	円					
	<u>デリバティブ資 産</u>	円					
		円					
		円					
	<u>合計</u>	円					
<u>配当額（分配額）</u>	<u>配当等利回り</u>	<u>直近1年間の総 支払配当等額</u>	<u>設定来総支払配 当等累計額</u>				
	%	円	円				
<u>想定配当等利回り</u>	%						
<u>解約額</u>	円	円	名				
<u>償還額</u>	円	円	名				
<u>ファンドの財務諸表監査の 有無</u>							

改正案				現行					
発行者との関係									
出資金払込口座の所在地									
資金の流れ									
(注意事項)									
16⑤の注意事項に準じて注記すること。									
(17)～(22) (略)				(17)～(22) (略)					
(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況				(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況					
① 運用財産の状況				① 運用財産の状況					
(略)				(略)					
② 顧客の状況				② 顧客の状況					
顧 客		顧客数		顧 客		顧客数			
特定投資家		名		特定投資家		名			
第16条の 6 各号に掲げる特定投資家に準ずる者				第16条の 3 各号に掲げる特定投資家に準ずる者					
令第15条の10の 7 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者				令第15条の10の 5 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者					
合 計				合 計					
(略)				(略)					
③ 法第29条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況				③ 法第29条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況					
顧 客		契約件数	顧客数	私募の取扱い	顧 客		契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家		件	名	百万円	特定投資家		件	名	百万円
第16条の 6 各号に掲げる特定投資家に準ずる者					第16条の 3 各号に掲げる特定投資家に準ずる者				
令第15条の10の 7 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者					令第15条の10の 5 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者				
(以下略)				(以下略)					

改正案	現行																																				
別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4) (略) 1 業務の状況 (1)～(11) (略) (12) みなし有価証券の売買等の状況 法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。 ①～⑤ (略) (12-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況 法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。 ① みなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>募 集 の 取 扱 高</td><td>売 出 し の 取 扱 高</td><td>私 募 の 取 扱 高</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></table> (注意事項) (12)③の注意事項に準じて記載すること。		募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()	別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4) (略) 1 業務の状況 (1)～(11) (略) (12) みなし有価証券の売買等の状況 法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。 ①～⑤ (略) (新設)
	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		
	()	()	()																																		

改正案

現行

②募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 〇 〇 ()	円	
			円 〇 〇 ()	円	
			円 〇 〇 ()	円	
合計額			円 ()	円	うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本

(注意事項)

⑫④の注意事項に準じて記載すること。

③募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外 の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
募集・売出し・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
募集・売出し・私募の期間					

改正案

存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	円 百 ()	円 百	円
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

(12)⑤の注意事項に準じて注記すること。

(13)～(18) (略)

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(以下略)

現行

(13)～(18) (略)

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(以下略)

改正案	現行								
別紙様式第十六号（第百八十七条関係） （日本工業規格 A 4） （略） 1 ～ 8 （略） 9 登録金融機関業務の状況 当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 （略） （注意事項） 1 （略） 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。 3 （略） (2)～(12) （略） (13) みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（<u>電子募集取扱業務に係るものを除く。</u>）。 ① （略） ② みなし有価証券の売出し又は募集、<u>売出し若しくは私募の取扱い</u>の状況 （略） (14) <u>電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況</u> <u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。</u> （単位：百万円） <table><tr><td></td><td><u>募 集 の</u> <u>取 扱 高</u></td><td><u>売 出 し の</u> <u>取 扱 高</u></td><td><u>私 募 の</u> <u>取 扱 高</u></td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></table>		<u>募 集 の</u> <u>取 扱 高</u>	<u>売 出 し の</u> <u>取 扱 高</u>	<u>私 募 の</u> <u>取 扱 高</u>		()	()	()	別紙様式第十六号（第百八十七条関係） （日本工業規格 A 4） （略） 1 ～ 8 （略） 9 登録金融機関業務の状況 当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 （略） （注意事項） 1 （略） 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。 3 （略） (2)～(12) （略） (13) みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。 ① （略） ② みなし有価証券の売出し又は募集<u>若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</u>の状況 （略） （新設）
	<u>募 集 の</u> <u>取 扱 高</u>	<u>売 出 し の</u> <u>取 扱 高</u>	<u>私 募 の</u> <u>取 扱 高</u>						
	()	()	()						

改正案					現行
		()	()	()	
		()	()	()	
		()	()	()	
		()	()	()	
		()	()	()	
		()	()	()	
		()	()	()	
<u>(注意事項)</u> <u>(13)②の注意事項に準じて注記すること。</u>					
<u>(15)～(20)</u> (略)					

改正案	現行
別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）	別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）
（日本工業規格 A 4）	（日本工業規格 A 4）
業務又は財産の状況に関する報告書 （ 年 月）	業務又は財産の状況に関する報告書 （ 年 月）
年 月 日	年 月 日
登録金融機関名 所在地 <u>代表者の役職氏名</u>	登録金融機関名 所在地 <u>代表者の役職氏名</u> 印
<u>（注意事項）</u> 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。	
1 登録金融機関業務の状況 月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 (略)	1 登録金融機関業務の状況 月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 (略)
<u>（注意事項）</u> 1 (略) 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。 3 (略) (2)～(7) (略) 2・3 (略)	<u>（注意事項）</u> 1 (略) 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。 3 (略) (2)～(7) (略) 2・3 (略)
4 みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（ <u>電子募集取扱業務に係るものを除く。</u> ）。 ① (略) ② みなし有価証券の売出し又は募集、 <u>売出し若しくは私募の取扱い</u> の状況 (略)	4 みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。 ① (略) ② <u>みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</u> の状況 (略)
5 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	(新設)

改正案				現行																																				
の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>募 集 の 取 扱 高</td><td>売 出 しの 取 扱 高</td><td>私 募 の 取 扱 高</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></table> (注意事項) 4②の注意事項に準じて注記すること。 6・7 (略)					募 集 の 取 扱 高	売 出 しの 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()		()	()	()	5・6 (略)
	募 集 の 取 扱 高	売 出 しの 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					
	()	()	()																																					

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年 月 日）から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に電子募集取扱業務（改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券（新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この項及び第三項において同じ。）又は金融商品取引所（新金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三項において同じ。）に上場されていない有価証券（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第 号）第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（第三項において「新金融商品取引法施行令」という。）第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について

て行うものに限る。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。附則第七条において同じ。）については、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、第 条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第五百五十三条第一項第十四号、第五百五十七条第一項第十号及び第百八十一条第一項第五号の規定は、適用しない。

2 この府令の施行の際現に前項に規定する電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）については、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第五百五十四条第八号及び第百八十四

条第一項第六号の規定は、適用しない。

3 この府令の施行の際現に新金融商品取引業等に関する内閣府令第六条の二各号に掲げる方法により新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為（新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（新金融商品取引法施行令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行っている金融商品取引業者等（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項の規定は、適用しない。

第三条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十六条の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第五条 この府令の施行の際現に新金融商品取引法第三十六条の二第一項の規定により掲示されている同項の標識については、新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十号及び別紙様式第十一号にかかわ

らず、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第六条 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号1及び別紙様式第十五号の二は、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十六号9(1)の注意事項2を除く。)及び別紙様式第十七号4から7までは、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書については、なお従前の例による。

第七条 外国の法令に準拠して設立された法人である金融商品取引業者(新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において取引所取引業務(新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。)以外のものを行わない者に限る。)については、この府令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間

は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百九十九条第一号（新金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号ロ及びハに係る部分に限る。）及び第十一号並びに第二百一条第八号ホ及びヘ並びに第十八号の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。